



幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第89号

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引の場合に、一定の期間内であれば、**無条件で契約を解除できる制度**で、消費者を守るために、特定商取引法という法律で定められています。

クーリング・オフは、従来は、消費者からハガキなどの書面で事業者に通知を行うこととなりました。

消費者被害防止法の改正でスマートフォンやタブレット、パソコンを使った「電磁的記録」でもクーリング・オフの通知を行うことが可能となりました。

■何を通知すればよいの？

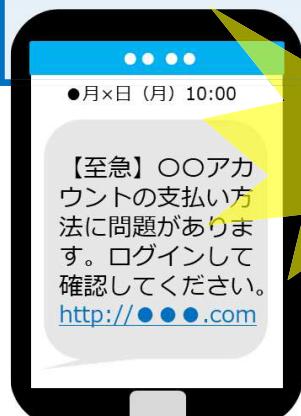
通販サイト、カード会社、宅配便事業者などをかたる偽SMS・メールに警戒を！ ・身近な事業者からの不安なメッセージ、じつは危険な“フィッシング”かも・

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたり、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が寄せられています。



偽SMS・メールの内容（例）

- 「支払い方法に問題がある」
- 「不正利用が確認された」
- 「カードの不正な取引があった」
- 「支払いが滞っている」



偽SMS・
メールから
誘導！



あせらず
対応！

トラブルに遭わないために・・・

- メールやSMSに記載されたURLには
安易にアクセスしない
- フィッシングサイトにアクセスしてしまっても
個人情報は絶対に入力しない
- クレジットカード情報などを入力してしまったら
すぐにカード会社などに連絡する
- 日ごろから
**ブックマークした正規のURLや
正規のアプリからアクセスする**



不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！



独立行政法人
国民生活センター (2022年12月)